

○環境省告示第 号

湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、指定湖沼及び指定地域を次のように指定し、平成十九年〇月〇日から施行するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十九年〇月〇日

環境大臣 鴨下 一郎

第一 指定湖沼

次に掲げる湖沼を湖沼水質保全特別措置法第三条第一項の指定湖沼として指定する。
名称及び位置

八郎湖 秋田県男鹿市、潟上市、山本郡三種町、南秋田郡五城目町、同郡八郎潟町、同郡井川町及び同郡大潟村

第二 指定地域

湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域は、第一に掲げる湖沼については次表に掲げる区域とする。

秋田県の区域のうち、

秋田市（金足岩瀬、金足大清水、金足堀内、金足下刈、金足小泉（字神子田、字高田、字上前及び字潟向（一番、二番、四番、八番、九番、一〇番、一二番、一五番から二二番まで、二八番から三三番まで、三五番、三六番、三七番一、三八番一、三九番から四三番まで、四四番一、四四番二、四六番一、四六番二、四九番四、四九番五、五〇番一、五〇番二、五二番、五三番一から五三番三まで、六四番一、六六番四、六七番一、六八番一、六九番、七一番、七二番、二八二番二、二八二番三、二八四番、二八五番から二九〇番まで、二九一番一、二九一番二及び二九二番から三〇一番までに限る。）に限る。））、金足鳩崎（字高岡境、字前谷地、字石神、字一ツ森、字二ツ森（五番、三四番二及び一三六番を除く。））、字家の前及び小泉境に限る。）、金足浦山、金足高岡、金足片田、金足黒川及び金足吉田（字吉田尻、字捨り沢、字松ノ下（二番、三番、六番、七番、八番一、九番から一一番まで、一四番、一五番、一六番一、一六番

二、一七番、一九番、二〇番、二二番、二八番、二九番、三〇番一、三一番から三六番まで、三八番一、三八番二、三九番から四四番まで、四六番、四七番、四九番から五二番まで、八四番から八六番まで、八八番から一〇〇番まで、一〇一番一及び一〇二番から一一二番までに限る。）、字深田、字羽中及び字イカリに限る。）、

能代市（浅内（市道浜浅内線以北の区域、字上西山（一三番、二〇番、二三番一から二三番三まで、二五番、三七番一から三七番一四まで、三七番一八から三七番四六まで、三七番五一から三七番五四まで、五五番一、五五番二、五五番五から五五番四〇まで、五六番一から五六番三まで、五七番一から五七番一まで、五九番一及び五九番二に限る。）、字浜浅内（三九番二、三九番五、三九番六、四四番一、四四番三、四五番一から四五番四まで、四五番六、四九番二から四九番五まで、五〇番三、五〇番四、五四番三、五五番一、五八番三、五九番一、六三番一及び六四番一に限る。）、字浅内（一八番一から一八番三まで、一九番四、一九番六、一九番七、二〇番、二〇番一から二〇番三まで、二二番、二二番一、二二番一から二二番三まで、二三番一、二三番三、二三番四、二四番一から二四番三まで、二四番五、四三番、四三番一、七九番一、七九番二、八〇番、八〇番二、八一番一、八一番三、八一番四、八一番七から八一番一一まで、八一番一四、八二番、八三番、八三番一、八五番及び八五番一に限る。）、字上ノ山（一番一、一番三、一番四、一番六、一番八及び一番九に限る。）、字留山（二一番から二四番までに限る。）、字砂山（一番、一番一から一番二五まで、一番二七、一番二八、四番一、四番三から四番二〇まで、五番、六番一、六番二、七番、七番一から七番三まで、八番、九番一から九番三まで、一一番一から一一番五まで、一二番一、一二番二、一三番一、一三番三から一三番五二まで、一四番二、一五番一から一五番三まで及び一六番一から一六番九までを除く。）、字九郎左衛門笹台、字九郎左衛門台及び大森（字鏡清水、字中坪、字森子坂、字後田、字大森村、字大森家ノ下、字大開、字大部沢、字根木平、字差取平、字杭切沢、字大畑沢台、字菅ノ沢、字小袋沢、字立山下（四番五、四番六、一四番及び一五番一から一五番一〇までを除く。）及び字大台野（一番、一番一から一番三まで、一番五から一番九まで、三番、三番一から三番四まで、四番三四及び四番三九から四番四一までを除く。）に限る。）、

男鹿市（脇本田谷沢（字豆沢、字仏沢、字住吉、字大橋向、字大沢、字岩倉又、字要沢（無番地、四四番三、七一番、七二番一、七二番二、七二番一から七二番一五まで、七二番二〇から七二番二三まで、七三番一、七三番二、七三番六、七三番七、七三番九、七三番一三、七三番一四、七四番、七四番一から七四番八まで及び七五番を除く。）及び

字立木沢に限る。)、脇本脇本(字後野(三番二〇を除く。)、字飯ノ町、字上前谷地、字段ノ越、字乍木、字曲田、字町尻、字挟間田、字前野(市道船越・脇本線以北の区域に限る。))、字七沢(六三番一三及び六三番一四に限る。)、字打ヶ崎(一番七、一〇〇番、一〇四番から一一〇番まで、一一三番五、一一三番七から一一三番九まで、一一八番一、一一二番一、一二二番一、一二三番、一二四番及び一二九番までを除く。)、字上野(一番一及び二四番一を除く。)、字中野(二〇番、二〇番一、二一番、八〇番一及び八〇番二に限る。)、字向山(九三番一、一三三番三から一三三番六まで、一三五番一から一三五番七まで、一三七番二、一四一番一、一四一番二、一四一番四、一四一番五、一四一番七、一四一番八、一四六番一、一四六番二、一四七番一から一四七番三まで、一四八番一から一四八番三まで、一四九番一、一四九番三、一五〇番一から一五〇番六まで、一五四番一、一五四番三から一五四番六まで、一五五番一から一五五番三まで、一五六番、一五七番一、一五七番二、一五八番一から一五八番五まで、一五九番一から一五九番三まで、一六〇番一、一六〇番三、一六二番一から一六五番まで、一六六番一から一六六番一三まで、一六八番一、一六八番二から一六八番四まで、一六八番九から一六八番一一まで、一七一番一から一七一番四まで、一七四番一から一七四番三まで、一七五番一から一七五番三まで、一七八番一から一七八番三まで、一八〇番一から一八〇番三まで、一八一番、一八二番一、一八三番一、一八五番一から一八七番まで、一九〇番一から一九五番まで、一九七番一、一九九番二、一九九番三、二〇一番一、二〇一番二、二〇二番一、二〇二番二、二〇八、二一〇番、二一一番、二一二番一、二一二番二、二一二番三、二一四番一、二一四番二、二一七番一から二一七番三まで、二一八番一から二一八番三まで、二一九番一から二一九番三まで、二二二番一、二二二番二、二二三番一、二二三番二、二二三番三、二二四番、二二五番一、二二五番二、二二六番一、二二六番二、二二七番七、二二七番九、二二八、二二九番二から二二九番四まで、二四二番一、二四二番二及び二五〇番を除く。))及び字兜ヶ崎(三〇番一、三〇番二、九五番一、九五番四、九五番五、九五番七から九五番一一まで及び九五番三四から九五番三六までに限る。))に限る。)、脇本富永(字梅ノ沢、字福田、字山王前、字毘沙門沢、字堂ノ前、字下谷地、字小川崎、字後沢、字大倉、字南前田、字東前田、字野田、字太田、字足洗田、字飯ノ森、字小谷地、字延命寺、字延命寺台、字蘇武沢、字丸森、字岩倉(一番一、一番五四、一番五五及び二番一を除く。))及び字寒風山に限る。)、脇本浦田(字菅ノ沢、字丸森、字宮崎、字鯖ノ沢、字大保田、字坂ノ上、字鍋倉、字寒風山片倉(六六番三及び六六番四に限る。))及び字円蔵平に限る。)、脇本樽沢、脇本百川(字夏張、字方丈田、字相ノ沢、字矢口、字山崎、字後沢、字馬場台、字大宮及び字赤石台(五五番一、五五番九から五五番一二まで、五六番一、六八番二、七〇番、七一番四、七一番一一、七一番一二、七二番及び七三番を除く。))に限る。)、船越(字堤布、字サツピ、字堂

ノ前、字放森、字安根崎、字杉山（東日本旅客鉄道株式会社男鹿線以南の区域を除く。）、字前野（東日本旅客鉄道株式会社男鹿線以南の区域を除く。）、字那波掛（東日本旅客鉄道株式会社男鹿線以南の区域を除く。）、字狐森（東日本旅客鉄道株式会社男鹿線以南の区域を除く。）、字本町（東日本旅客鉄道株式会社男鹿線以南の区域を除く。）、字船越（三四五番に限る。）、字根木（一六九番、一六九番一、三二六番から三二八番まで、三二九番一、三三一番四、三三一番一六、三三一番二二、三三一番二五、三三二番、三三三番四から三三三番六まで及び五二九番四を除く。）及び字八郎谷地（一番一、一番三から一番七まで、一番一二から一番二一まで、一番二三から一番二五まで、一番二七から一番四五まで、一番四八から一番七四まで、一番七六から一番八五まで、一番八八、一番八九、一番九一から一番九六まで、一番九八から一番一〇五まで、一番一〇七から一番一一二まで、三番二、三番三、四番三、五番二、六番二、七番一、七番三、八番二から八番四まで、九番一、九番二、一一番二、一一番三、一一番一から一一番一四まで、一一番一六、一一番二から一一番五まで、一四番、一四番一から一四番三まで、一五番二、一五番三、一六番二、一六番三、二四番一、二四番二、二四番五、二五番二から二五番四まで、二五番六、二五番七、二八番一、三〇番、三〇番二、五五番二から五五番三まで、五六番二、五六番三、五七番二、五七番三、五八番二、五八番三、八九番三、九〇番一、九〇番三から九〇番七まで、九〇番九、九一番一、九一番三、九二番一、九二番五、九二番六、九三番、九三番一、九三番二、九四番から九七番まで、九八番一、九九番二、九九番三、一〇〇番二、一二二番一、一二二番三、一二三番一、一二三番三、一二四番、一二五番一から一二五番六まで、一二五番八、一二五番九、一二六番二、一二六番四から一二六番八まで、一二八番二、一二九番二、一二九番三、一四四番一から一四四番三まで、一四五番五、一四六番一から一四六番三まで、一四七番一、一四七番二、一四七番四、一四七番五、一四八番、一四九番一、一四九番二、一五〇番一、一五一番一、一五二番一、一五二番六、一五二番七、一五四番一、一五八番二、一六二番一、一六二番二、一六二番四、一六三番一、一六三番二、一六五番、一六六番及び二五八番から二六五番までを除く。）、に限る。）、仏戸、福川、角間崎（字上台（五二番一から五二番三まで、五二番五、五三番三、五四番一、五四番二、五五番一、五五番三、五六番一、五六番三、五七番一、五七番二、五八番、五九番一から五九番一〇まで及び六二番一から六二番四までに限る。）を除く。）、鶴木（字狐子沢（一六五番一、一六五番三及び一六五番五に限る。）、字中角境（六八番、六九番、七〇番一、七一番一、七一番一三、七一番一四、七二番、七三番一、七三番三、七四番一、七五番、七六番一、七七番一から七七番二まで、八六番から八九番まで、九一番、九三番から九七番まで、一〇〇番から一〇二番まで、一〇四番、一〇五番、一〇七番一、一〇七番二、一〇八番から一一一番まで、一一三番一、一一三番三、一一四番から一一六

番まで、一一九番から一三三番まで及び一三六番から一三九番までに限る。)及び字エソガ台(一番一、一番三、一番四、一番一、二番三から二番五まで、三番一、三番二、三番四、四番一、四番二、五番一、五番三から五番六まで、六番三、六番五、八番三から八番五まで、九番二、九番七、九番八、一〇番、一二番、七八番二、七九番、八一番一から八一番四まで、八一番八から八一番一まで、八二番、八三番、一〇九番二及び一〇九番三に限る。)を除く。)松木沢、本内、福米沢及び野石(字柳原(市道五明光釜谷地線以东の区域を除く。)、字中台(一番二、二番二、二九番三、三一番三、五一番から五三番まで、七四番四、七四番六から七四番三まで、七四番三から七四番四一まで、七四番四四から七四番四八まで、七四番五〇から七四番五五まで、七四番五七から七四番七〇まで、七四番一〇二から七四番一二九まで、七四番一三一から七四番一五三まで、七四番一六七、七四番一六九から七四番一九八まで及び七四番二〇三から七四番二一五までに限る。)、字鳥屋場長根(一九八番一、二〇〇番一から二〇〇番四まで及び二〇〇番六から二〇〇番一九までに限る。)、字堀切台(七番六から七番九まで、七番一二、七番一三、七番一五、七番一九、七番二〇、七番二二から七番二六まで、一三番二、一三番三、一五番一、一五番二、一六番一から一六番三まで、一八番一六、一八番一七、二六番一、二六番二、二八番一、二八番三、二九番一、三〇番、三二番から三六番まで、三七番一、三七番二、三八番、三九番一から三九番三まで及び四〇番に限る。)、字桜台(二六番三から二六番五まで、二七番一、二八番一、二九番、三〇番、三一番一、三一番二、三三番及び三四番に限る。)、字桜沢(二三番、二五番一及び二五番二に限る。)、字八ツ面台(三三番一、三三番二、一〇〇番二、一二六番、一三〇番、一三〇番二、一三一番一、一三二番一、一三二番三から一三二番五まで、一八〇番一から一八〇番五まで、一八〇番八、一八一番一、一八五番一から一八五番三まで、二〇三番から二〇五番まで、二〇六番二、二〇六番四、二〇七番、二〇八番、二〇九番一、二〇九番二、二一〇番一、二一〇番二、二一一番一、二一一番二及び二一二番に限る。)、字玉ノ池(一番一から一番七まで、一番六九から一番九五まで、一番一四〇、一番一四二から一番二四四まで、一番二四六から一番五一七まで、二番一から二番六まで、二番一一、二番八二から二番八五まで、二番九二から二番九七まで、二番九九、二番一一三から二番一一五まで、二番一五二、二番一五三、四番七七から四番八三まで、四番八五、四番九九、四番一〇〇から四番一三四まで、四番一四二、四番一四四、四番一四六、四番一四七、四番一四九、四番一五〇、四番一五二、四番一五四から四番一五八まで、一三三番、一三六番、一三七番、一四〇番から一四二番まで、一六四番から一七一番まで、一八〇番から一八四番まで、一八七番、一八九番及び一九四番から一九六番までを除く。)、字五明光(八三番一三から八三番一六まで、八三番三一、八三番三三、八三番三八から八三番一六〇番まで、八三番一六二から八三番二六〇まで、一

〇〇番、一〇一番、一〇五番、一〇七番から一一一番まで、一二二番、一二三番、一三五番二、一三七番一、一三七番二、一三八番一、一三八番二、一三九番二、一四二番から一四七番まで、一四九番一、一四九番二、一五〇番一、一五〇番二、一五一番、一五八番一、一五八番四、一五九番二、一六三番一、一六四番、一六六番、一六七番二、一六八番一、一六九番一、一六九番二、一六九番一五、一六九番一八から一六九番一九一まで、一六九番一九五から一六九番五五〇まで、一六九番五五二から一六九番五六〇まで、一六九番五六四から一六九番五九二まで、一六九番五九四から一六九番六〇六番まで、一七一番一、一七一番二、一八〇番、一八一番、一八七番から一八九番まで、一九五番二、一九六番、一九八番、一九九番一から一九九番三まで、二〇〇番二、二〇一番、二〇五番二から二〇五番四まで、二二四番、二二七番、二二八番、五九六番及び五九八番から七七八番までに限る。）、字山崎（四二番一二から四二番一四まで、四二番二一、四二番三五、四二番五六、四二番五九から四二番六二まで、四二番六四、四二番六七から四二番六九まで、四二番七一、四三番二から四三番四まで及び四三番六に限る。）、字申川（二一番一を除く。）、字大場沢下（一番一から一番四まで、一番九から一番一一まで、一番一五から一番一八まで、一番二〇、一番二二、一番二四、一番二七、一番二九、一番三三、一番三五、一番三七から一番四一まで、一番四五、一番四六、一番四八、一番五二から一番五五まで、一番五七、一番五八、一番六〇、一番六一、一番七二から一番七四まで、一番八一、一番八二、一番九四、一番九六から一番九八まで、一番一〇二から一番一一三まで及び一番一一五から一番一二三までを除く。）、字上横沢台（五〇番二、五〇番四、五一番二から五一番一〇まで、五二番一及び五一番二に限る。）、字下横沢台（九一番一から九一番八まで、九一番一三及び九一番一六から九一番四四までに限る。）及び字二ツ森（一五番、一五番一から一五番二まで、一五番一五から一五番一九まで、一五番二一から一五番三六まで及び一五番四九から一五番五一までに限る。）を除く。）に限る。）、

潟上市（天王（字天塩、字中干潟、字南干潟、字干潟、字上堰、字沖田、字塩口、字不動下、字穂丈谷地、字中羽立、字羽立、字松渕、字境田、字小分、字不動台、字不動台上、字藤伍の宮、字沖田台、字羽立片山、字羽立北野、字塩口北野、字下分水、字中分水、字上分水、字下新縄手、字中新縄手、字上新縄手、字桃の木台下、字桃の木台上、字万六、字万六溜池下、字草乙女溜池下、字池沼留池下、字下狼縁、字上狼縁、字三枚橋下、字細谷長根、字細谷、字大長根、字長沼下、字追分、字一向（八四番から八七番まで、八八番一、八九番、九〇番一、九一番一、九二番一及び九三番から九九番までに限る。）、字コアツコ（集落排水二五号以西の区域を除く。）、字ハラヘ（新城川土地改良区天王

二号水路以西の区域を除く。)、字上北野(市道二田追分線以西の区域を除く。)、及び字長沼(市道二田追分線以西の区域を除く。)に限る。)、天王大崎(字開、字碓、字高田、字野沢、字沖中谷地、字上沖中谷地及び字上谷地に限る。)、昭和大久保、昭和乱橋、昭和八丁目、豊川上虻川、豊川岡井戸、豊川船橋、豊川槻木、豊川竜毛、豊川山田、飯田川金山、飯田川下虻川、飯田川和田妹川及び飯田川飯塚に限る。)、

山本郡三種町(鹿渡、鯉川、天瀬川、上岩川、下岩川、森岳、豊岡金田、志戸橋(字大台野(三番、三番一、三番二、四番から一〇番まで、一一番一、一一番二、一二番、二〇番、二〇番一、二一番二、二二番、二三番、二四番一、二四番二、二五番、二五番一、二六番一、二六番二、二七番、三三番一から三三番三まで、三四番から三七番まで、三七番一、三八番から四〇番まで、五九番一、五九番二、六〇番一から六〇番三まで、六一番から六七番まで、六八番一、六八番二、六九番、七〇番一、七〇番二、七一番から七三番まで、七三番一、七四番から八〇番まで、八一番一、八一番二、八三番一、八五番、八五番一、八六番、八七番一、八八番一、八九番から九六番まで、九六番一及び九七番から九九番までに限る。))を除く。)、外岡、川尻、久米岡新田、富岡新田、鶺鴒川、浜田(字後開、字一本柳、字上谷地、字後野、字大森(一番一から一番七まで、二番二、二番一、二七番一、三六番二から三六番七まで、三七番一、三七番二、三九番一から三九番五まで、四〇番二、四〇番五、四〇番八、四七番一、四七番二、四八番一、四八番二、四九番一、四九番二、五二番一、五二番二、六一番一、六一番二、六二番一、六二番二、六三番一、六三番二、六四番一、六四番二、六五番一、六五番二、六六番一、六六番二、六七番一、六七番二、六八番から一一一番まで、一二一番から一二三番まで及び三二三番から三三四番までに限る。))、字大平(一番二、一番三、一番一五、二番三、三番から五番まで、六番一、七番三、八番一から八番六まで、九番から一二番まで、一四番から一六番まで、二一番、二二番、二八番から四五番まで及び二九七番から三〇二番までに限る。))、字上浜田、字新開、字砂崎、字シツチ、字鹿崎、字堤下、字中比利、字中昼根、字七ツ森(三五番一から三五番九まで、三七番一から三七番四まで、三八番一から三八番一〇まで、三九番一から三九番三まで、四〇番一、四〇番二、四一番一、四一番二、一一三番一、一一三番二、一一四番一、一一四番二、一一五番一、一一五番二、一一六番一、一一六番二、一一七番一、一一七番二、一一八番から一二四番まで、一八二番から二〇二番まで、二〇三番一から二〇三番三まで、二二〇番一、二二〇番二及び二二一番から二二三番までを除く。)、字中台(七番一、七番二、一六番一から一六番三まで、一七番一から一七番四まで、一八番一、一八番二、一九番一、二〇番一から二〇番一四〇まで、二一番から二四番まで、二五番一、二五番二、二六番一、二六

番二、五五番一、五五番三、五六番一、五六番二、五七番一から五七番四まで、五八番、五九番、九六番一及び九六番二に限る。）、字堂前、字沼下、字橋沼下、字東浜田、字日向下、字福沢、字耳取、字宮の下、字村上、字村下及び字葭原（六一番から六七番まで、六九番、七〇番から七五番まで及び八〇番を除く。）に限る。）、大口（字大口、字大開、字大鹿、字乙コートキ（一番から七番まで、一二番から二二番まで、二三番一及び二三番二に限る。）、字上の沢、字駒隠沢（一番、一番二、三番二〇、八番から一一番まで、一四番から一七番まで、二五番七、三〇番、三七番一、三八番、三九番、四二番、四四番から四八番まで、五〇番から五六番まで、五八番から六〇番まで、六一番一から六一番五まで、六二番一から六二番五まで及び六九番から七二番までに限る。）、字コートキ（一番から一〇番まで、一三番、一八番、二〇番から四六番まで、一〇一番から一〇七番まで、一〇八番一、一〇八番二、一五四番、一五五番及び一五七番から一六〇番までに限る。）、字下の沢（二番一、二番四及び二番五に限る。）、字高鹿、字地藏脇、字中鹿、字西山根（二九番から四一番まで、五六番、五七番、六七番、一一三番、一四八番から一六〇番まで、一六三番九から一六三番一三まで、一六三番一九、一六四番一から一六四番五七まで、一六五番一から一六五番三三まで、一六六番、一七六番から一九六番まで、一九七番一、一九七番二、一九八番一、一九八番二、一九九番一から一九九番六まで、二〇〇番一、二〇〇番二及び二一一番から二三二番までを除く。）及び東大鹿に限る。）、芦崎（字芦崎、字芦谷地、字入口、字入口岱（二一番一、二一番二、二二番一から二二番三まで、二三番、六八番一、六八番二、六九番、八〇番四、八二番一から八二番四まで、八五番、八七番から八九番まで、九一番、九三番一二〇から九三番一四〇まで、九四番、九六番から二〇三番まで及び二一二番から二五〇番までを除く。）、字大谷地、字大開（一番から四番まで、五番一、一九番一、二〇番一、二〇番二、二一番から二三番まで、二四番一、二四番二、二五番一、二五番二、二六番一、二六番二、二七番一から二七番三まで、四五番一、四七番二、四七番四、五二番一、五二番二、六二番一、六四番から八四番まで、八五番一、八五番二、八六番一、八六番二、八七番一、八七番二、九〇番、九二番一、九二番二及び九三番に限る。）、字大谷泊、字追泊、字砂間沢、字太郎沢（一番から八番まで、一〇番から一三番まで、一五番、一六番一、一六番二、一七番一、一七番二、一八番一、一八番二、一九番一、一九番二、二〇番一、二〇番二、二一番一、二一番二、二二番一、二二番二、二三番一、二三番二、二四番一、二四番二、二五番一、二五番二、二六番一、二六番二、二七番一、二七番二、三一番三、四四番一、四四番二、四五番、四六番、四七番一、四七番二、四八番一、四八番二、四九番、五〇番、五〇番一、五一番一、五一番二、五二番、五三番六から五三番一七まで、五四番一から五四番四まで、五五番、八二番一から八二番三まで、八七番、九〇番一及び九〇番二に限る。）、字花岬、字花谷地

、字柳沢、字屋布台（一三一番から一五八番まで、一六一番から一六七番まで、一六九番から一八四番まで、二〇五番一及び二一九番一から二一九番三までを除く。）及び字南大鹿に限る。）に限る。）

南秋田郡五城目町、同郡八郎潟町、同郡井川町、同郡大潟村及び八郎湖の区域

備考 この表に掲げる区域は、平成十九年十一月一日における行政区域その他の区域又は道路、農業用排水路若しくは鉄道によって表示されたものとする。